

指定障害児通所支援
(指定児童発達支援(センター以外)・指定放課後等デイサービス
指定居宅訪問型児童発達支援・指定保育所等訪問支援)

報酬算定に係る自己点検表

事業所の名称	
事業所番号	
実地指導実施年月日	
記入者	職・氏名

岐阜県健康福祉部 障害福祉課

指定児童発達支援（センター以外）・指定放課後等デイサービス

事業所名

実施日 令和 年 月 日

点検項目	点検事項	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
児童指導員及び保育士	サービス提供時間を通じて保育士・児童指導員・障害福祉サービス提供者が2名以上の配置があるか				【R3.4.1～】障害福祉サービス経験者は廃止。但し、令和3年3月31日時点で旧基準に基づく指定を受けている事業所については、2年間の経過措置（R5.3.31まで）有。	雇用契約書、出勤簿、勤務形態一覧表、給与台帳、資格書類
	常勤 人、非常勤 人（常勤換算 ）					
管理者	常勤専従（管理業務に支障がない場合は兼務可）				当該事業所の従業者として従事する場合又は同一敷地内の事業所等の従業者等として従事する場合は兼務可	
利用定員	（ ）人					
児童発達支援管理責任者	常勤 人、非常勤 人（常勤換算 ）					
	専従であるか				管理者との兼務可	
	経験年数が基準を満たしているか					実務経験証明書
	児童発達支援管理責任者資格・相談支援従事者研修受講証を保有しているか					資格書類
	※みなし児童発達支援管理責任者の場合1年以内に研修を受講できる体制である					みなし配置を認める障害福祉課からの書類
基本報酬（児童発達支援）	未就学児の割合が70/100以上					加算届
	未就学児の割合が70/100未満					
基本報酬（放課後等デイサービス）	指標該当児が50%以上					加算届
	指標該当児が50%未満					
開所時間（放課後等デイサービスのみ）	平日の開所時間が3時間以上であるか					運営規程
	平日の開所時間が3時間未満であるか					
定員超過利用減算	過去3か月の利用平均障害児が定員の125%（定員が11名以下の場合は定員に3を加えた数）を超過しているか 1日あたりの利用障害児数が定員の150%を超えているか					

点検項目	点検事項	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
児童発達支援管理責任者欠如減算	児童発達支援管理責任者が常勤専従で配置できていなかった時期が一定期間存在するか				重症心身障害児向け事業所は除く	
サービス提供職員欠如減算	指定基準に定める人員基準を事業所が満たしていない期間が存在するか				重症心身障害児向け事業所は除く	
個別支援計画未作成減算	個別支援計画を作成せずサービス提供をしているか					
自己評価結果等未公表減算	事業所の自己評価結果について、公表を適切に行っていない場合に減算を行っているか				平成31年度から適用	アンケート結果集計
開所時間減算（放課後等デイサービスの 場合、学校休業日のみ）	開所時間 4 時間未満の日に減算を行っているか					
	開所時間 4 時間以上 6 時間未満の日に減算を行っているか					
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等に係る記録を適切に残していない場合があるか					身体拘束記録
児童指導員等配置加算	サービス提供時間を通じて 1 以上児童指導員、保育士又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）受講者を配置しているか				重症心身障害児向け事業所は除く	職員配置
【～R3.3.31】 児童指導員等加配加算（Ⅰ） 【R3.4.1～（Ⅰ）のみ】	理学療法士等が常勤換算で 1 以上余分に配置されているか					加算届 職員配置
	児童指導員が常勤換算で 1 以上余分に配置されているか					
	その他従業員が常勤換算で 1 以上余分に配置されているか					
児童指導員等加配加算（Ⅱ） 【～R3.3.31】	理学療法士等が、（Ⅰ）の配置に加えてさらに常勤換算で 1 以上余分に配置されているか				【R3.3.31】（Ⅱ）については廃止	加算届 職員配置
	児童指導員が、（Ⅰ）の配置に加えてさらに常勤換算で 1 以上余分に配置されているか					
	その他従業員が、（Ⅰ）の配置に加えてさらに常勤換算で 1 以上余分に配置されているか					
専門支援加算	専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理指導担当職員等）を 1 名以上加配（常勤換算）して支援を行っているか。					

点検項目	点検事項	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
看護職員加配加算（Ⅰ） 【～R3. 3. 31】	最低基準に加え、看護師を1名以上余分に配置しているか 医療的ケアに関するスコアで8点以上の児童を規定数受け入れしているか				主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所については令和3年3月31日を以て本加算廃止	加算届 職員配置
看護職員加配加算（Ⅱ） 【～R3. 3. 31】	最低基準に加え、看護師を2名以上余分に配置しているか 医療的ケアに関するスコアで8点以上の児童を規定数受け入れしているか				主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所については令和3年3月31日を以て本加算廃止	
看護職員加配加算（Ⅲ） 【～R3. 3. 31】	最低基準に加え、看護師を3名以上余分に配置しているか 医療的ケアに関するスコアで8点以上の児童を規定数受け入れしているか				主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所については令和3年3月31日を以て本加算廃止	
看護職員加配加算（Ⅰ） 【R3. 4. 1～】	医療ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数／開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が40点以上になること。 【看護職員1人分の加算】				主として重症心身障害児を通わせる事業所のみ	
看護職員加配加算（Ⅱ） 【R3. 4. 1～】	医療ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数／開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が72点以上になること。 【看護職員2人分の加算】				主として重症心身障害児を通わせる事業所のみ	
共生サービス体制強化加算	児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置しているか					加算届 職員配置
	児童発達支援管理責任者を配置しているか					
	保育士又は児童指導員を配置しているか					
家庭連携加算	1時間未満の場合				【～R3. 3. 31】月2回を限度 【R3. 4. 1～】月4回を限度	個別支援計画 相談支援記録
	1時間以上の場合					
事業所内相談支援加算【～R3. 3. 31】	事業所内で保護者等と相談支援を行っているか					個別支援計画 相談支援記録
事業所内相談支援加算（Ⅰ） 【R3. 4. 1～】	事業所内で保護者等と相談支援を行っているか（個別）				（Ⅰ）、（Ⅱ）それぞれ月1回を限度	個別支援計画 相談支援記録
事業所内相談支援加算（Ⅱ） 【R3. 4. 1～】	事業所内で保護者等と相談支援を行っているか（グループ）					個別支援計画 相談支援記録

点検項目	点検事項	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
訪問支援特別加算	1時間未満の場合				【R3.4.1～】家庭連携加算に統合	個別支援計画 相談支援記録
	1時間以上の場合					
利用者負担上限額管理加算	利用者負担額合計額の管理を行った場合、当該利用者について、加算算定をしているか					上限管理額結果表
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	常勤職員（実数）のうち、資格者が35%以上いるか					加算届 従業員資格書類
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	常勤職員（実数）のうち、資格者が25%以上いるか					加算届 従業員資格書類
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	直接処遇職員の総数（常勤換算）のうち、75%以上が常勤職員であるか					加算届 職員配置
	常勤職員（実数）の30%以上が、3年以上当事業所で従事した職員であるか					
欠席時対応加算【～R3.3.31】	欠席時の対応記録が適切に残されているか				児童発達支援・放課後等デイサービス	欠席時相談記録
欠席時対応加算（Ⅰ）【R3.4.1～】	欠席時の対応記録が適切に残されているか				放課後等デイサービス 【R3.4.1～（Ⅰ）（Ⅱ）に区分わけ】	欠席時相談記録
欠席時対応加算（Ⅱ）【R3.4.1～】	利用児童の体調不良などにより、結果的に短時間（30分以下）のサービス提供となった場合に算定しているか。					欠席時相談記録

点検項目	点検事項	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
医療連携体制加算（Ⅰ） 【～R3.3.31】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、障害児1名に対して支援を行っているか。					業務委託契約 看護師訪問記録
医療連携体制加算（Ⅱ） 【～R3.3.31】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、障害児2名以上に対して支援を行っているか。					業務委託契約 看護師訪問記録
医療連携体制加算（Ⅲ） 【～R3.3.31】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、従業員に対して喀痰吸引等の指導を行わせているか。					業務委託契約 従業員指導記録
医療連携体制加算（Ⅳ） 【～R3.3.31】	喀痰吸引等が必要なものに対して認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行っているか					業務委託契約 喀痰吸引実施記録
医療連携体制加算（Ⅴ） 【～R3.3.31】	医療機関との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、障害児1名に対して、4時間以上の支援を行っているか。					業務委託契約 看護師訪問記録
医療連携体制加算（Ⅵ） 【～R3.3.31】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、障害児2名以上に対して4時間以上の支援を行っているか。					業務委託契約 看護師訪問記録
医療連携体制加算（Ⅰ） 【R3.4.1～】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、1回の訪問につき利用者8人を限度として看護（1時間未満）を行っているか					
医療連携体制加算（Ⅱ） 【R3.4.1～】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、1回の訪問につき利用者8人を限度として看護（1時間以上2時間未満）を行っているか					
医療連携体制加算（Ⅲ） 【R3.4.1～】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、1回の訪問につき利用者8人を限度として看護（2時間以上）を行っているか					
医療連携体制加算（Ⅳ） 【R3.4.1～】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、1回の訪問につき利用者8人を限度として看護（4時間未満）を行っているか					
医療連携体制加算（Ⅴ） 【R3.4.1～】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、1回の訪問につき利用者8人を限度として看護（4時間以上）を行っているか					
医療連携体制加算（Ⅵ） 【R3.4.1～】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、従業員に対して喀痰吸引等の指導を行わせているか					
医療連携体制加算（Ⅶ） 【R3.4.1～】	喀痰吸引等が必要なものに対して認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行っているか					

点検項目	点検事項	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
強度行動障害児支援加算	所定の研修を受講した職員が配置された事業所で、強度高度障害を有する利用児童に対して支援を行っているか					加算届 資格書類
個別サポート加算（Ⅰ）【R3.4.1～】	一定の要件に該当する障害児を受け入れた際に算定しているか。					加算届 資格書類
個別サポート加算（Ⅱ）【R3.4.1～】	公的機関や、要保護児童対策地域協議会、医師との連携により、児童を受入れて支援した際に算定しているか。					加算届 資格書類
特別支援加算	理学療法士、作業療法士等を配置し、計画に基づいて支援を行っているか					職員配置 特別支援計画 訓練記録
送迎加算（Ⅰ）	利用児童（重症心身障害児以外）に対して、送迎を行っているか					送迎記録
送迎加算（Ⅱ）	重症心身障害児に対して、送迎を行っているか					
延長支援加算	サービス提供時間が8時間以上であって、その前後の時間に利用児童に対して支援を行っているか					
関係機関連携加算（Ⅰ）	障害児が通う学校等と個別支援計画作成に関する会議等を行っているか 日々、連携に努めているか					会議録
関係機関連携加算（Ⅱ）	障害児が就学予定の学校若しくは就職予定の企業等との連携を図り、相談援助を行っているか					会議録
保育・教育等移行支援加算	退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行っているか					相談支援記録

点検項目	点検事項	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰを算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅴを算定					
福祉・介護職員処遇改善特別加算	福祉・介護職員処遇改善特別加算を算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）を算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	
指導員加配加算（児童指導員等）	最低基準人員に加えて指導員等を1名以上配置しているか 児童指導員等が常勤換算で2名以上配置されているか				※平成30年3月まで	
指導員加配加算（指導員等）	最低基準人員に加えて指導員等を1名以上配置しているか				※平成30年3月まで	

指定居宅訪問型児童発達支援

事業所名

実施日 令和 年 月 日

点検項目	点検事項	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
訪問支援員	訪問支援を行うために必要な数を算定しているか					雇用契約書、出勤簿、勤務形態一覧表、給与台帳、資格書類
	常勤 人、非常勤 人（常勤換算 ）					
管理者	常勤専従（管理業務に支障がない場合は兼務可）				当該事業所の従業者として従事する場合又は同一敷地内の事業所等の従業者等として従事する場合は兼務可	
児童発達支援管理責任者	常勤 人、非常勤 人（常勤換算 ）					
	専従であるか				管理者との兼務可	
	経験年数が基準を満たしているか					実務経験証明書
	児童発達支援管理責任者資格・相談支援従事者研修受講証を保有しているか					
	※みなし児童発達支援管理責任者の場合 1年以内に研修を受講できる体制である					みなし配置を認める障害福祉課からの書類
個別支援計画未作成減算	個別支援計画を作成せずサービス提供をしているか					
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等に係る記録を適切に残していない場合があるか					身体拘束記録
訪問支援員特別加算	厚生労働大臣が定める施設基準を満たしているものとして県へ届出を行った上で、支援を行っているか					体制届
特別地域加算	厚生労働大臣が定める地域（中山間地域等）にある保育所等に訪問支援を行っているか					勤務形態一覧表
通所施設移行支援加算	利用児童が通所事業所へ通うための相談支援を行っているか					

点検項目	点検事項	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
利用者負担上限額管理加算	利用者負担額合計額の管理を行った場合、当該利用者について、1月につき所定単位数を加算（150単位）					
福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰを算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅴを算定					
福祉・介護職員処遇改善特別加算	福祉・介護職員処遇改善特別加算を算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	福祉・介護職員等特定処遇改善加算を算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	

指定保育所等訪問支援

事業所名

実施日 令和 年 月 日

点検項目	点検事項	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
訪問支援員	訪問支援を行うために必要な数を算定しているか					雇用契約書、出勤簿、勤務形態一覧表、給与台帳、資格書類
	常勤 人、非常勤 人（常勤換算 ）					
管理者	常勤専従（管理業務に支障がない場合は兼務可）				当該事業所の従業者として従事する場合又は同一敷地内の事業所等の従業者等として従事する場合は兼務可	
児童発達支援管理責任者	常勤 人、非常勤 人（常勤換算 ）					
	専従であるか				管理者との兼務可	
	経験年数が基準を満たしているか					実務経験証明書
	児童発達支援管理責任者資格・相談支援従事者研修受講証を保有しているか					
	※みなし児童発達支援管理責任者の場合 1年以内に研修を受講できる体制である					みなし配置を認める障害福祉課からの書類
児童発達支援管理責任者欠如減算	児童発達支援管理責任者が常勤専従で配置できていなかった時期が一定期間存在するか					
個別支援計画未作成減算	個別支援計画を作成せずサービス提供をしているか					
同一日同一場所での複数児童訪問の減算	同一日に同一場所で複数の障害児に訪問支援を行った場合に、減算して報酬算定をしたことがあるか					
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等に係る記録を適切に残していない場合があるか					身体拘束記録
訪問支援員特別加算	厚生労働大臣が定める施設基準を満たしているものとして県へ届出を行った上で、支援を行っているか					体制届

点検項目	点検事項	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
特別地域加算	厚生労働大臣が定める地域（中山間地域等）にある保育所等に訪問支援を行っているか					勤務形態一覧表
初回加算	初回の支援を行った日の属する月に、児童発達支援管理責任者が支援に同行したか					相談支援記録
家庭連携加算	1時間未満の場合					相談支援記録
	1時間以上の場合					
利用者負担上限額管理加算	利用者負担額合計額の管理を行った場合、当該利用者について、1月につき所定単位数を加算（150単位）					
福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰを算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅴを算定					
福祉・介護職員処遇改善特別加算	福祉・介護職員処遇改善特別加算を算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	福祉・介護職員等特定処遇改善加算を算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	

福祉・介護職員処遇改善加算

加算(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・特別・特定・特定Ⅰ・特定Ⅱ)

事業所名 _____

点検項目	点検事項	点検欄	確認欄
【共通】	① 福祉・介護職員の賃金改善（退職手当を除く）に要する費用見込額が、この加算の算定見込額を上回る賃金改善計画を策定し、計画に基づき適切な措置を講じている	点検事項に適合	
	② 加算の算定額に相当する賃金改善を実施	点検事項に適合	
	③ 福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、届出をしている	周知かつ届出	
	④ 事業者において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績（介護職員処遇改善実績報告書）を報告している ア 福祉・介護職員以外を対象に含めていない イ 加算総額は国保連から通知された金額と原則一致している ウ 賃金改善額は賃金台帳等の金額と一致している	実績報告書の数字と一致 ・国保連の加算額通知書 ・賃金改善額明細書 ・賃金台帳等	
	⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない	なし あり	
	⑥ 当該事業者において、労働保険料の納付が適正に行われている	該当 非該当	
	変更事由に該当する場合に「変更届」を提出している	提出 該当なし	
	事業継続のため賃金水準を引き下げる特別事情※に該当するため、「特別な事情に係る届出書」を提出した上で、介護職員の賃金水準を引き下げた	提出 該当なし	
	Ⅰ ⑦-1から⑦-3及び⑧のすべてに適合する	点検事項に適合	
	Ⅱ ⑦-1から⑦-2及び⑧のすべてに適合する	点検事項に適合	
Ⅲ ⑦-1または⑦-2及び⑧'に適合する	点検事項に適合		
Ⅳ ⑦-1、⑦-2または⑧'のいずれかに適合する	点検事項に適合		
Ⅴ 【共通】の①から⑥に適合する（⑦と⑧のいずれも満たさない）	点検事項に適合		
特別 【共通】の①から⑥に適合する（⑦と⑧のいずれも満たさない）	点検事項に適合		
特定 aとbに適合する（保訪支援・居宅型児発支援のみ） a Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかに適合する b 職場環境等要件に関する取り組みを複数したうえで、ホームページ等で見える化を行っている	点検事項に適合		
特定Ⅰ aとbとcに適合する a Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかに適合する b 職場環境等要件に関する取り組みを複数したうえで、ホームページ等で見える化を行っている c 福祉専門職員配置等加算を算定している	点検事項に適合		
特定Ⅱ aとbに適合する a Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかに適合する b 職場環境等要件に関する取り組みを複数したうえで、ホームページ等で見える化を行っている	点検事項に適合		
⑦-1 【キャリアパス要件Ⅰ】（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ） aとbに適合する。 a 福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等に応じた、任用要件（賃金に関するもの含む）及び賃金体系を定めている b aの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。	a 任用要件と賃金体系を定めている b 書面作成及び周知している	就業規則等の根拠規定	
⑦-2 【キャリアパス要件Ⅱ】（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ） aとbに適合する。 a 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びア又はイに掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。 ア 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行うこと イ 資格取得のための支援を実施すること b aについて、全ての福祉・介護職員に周知している	a 計画策定、研修実施（機会確保と能力評価又は支援実施） b 周知している	計画等の文書 研修等の記録	
【個別】			

⑦-3	<p>【キャリアパス要件Ⅲ】（処遇改善加算Ⅰ） aとbに適合する。 a 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。具体的には次のアからウまでのいずれかに該当する仕組み ア 経験に応じて（勤続年数や経験年数等）昇給する仕組み イ 資格等に応じて昇給する仕組み ウ 一定の基準に基づき、定期に昇給を判定する仕組み（客観的な評価基準や昇給条件が名文化されていることが必要） b aの内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している</p>	<p>a 昇給の仕組み又は定期昇給の仕組みがある b 周知している</p>	<p>就業規則等の仕組みを規定した文書（就業規則、給与規定等）</p>
⑧	<p>【職場環境等要件】（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ） 平成27年4月から②の届出の日に属する月の前月までに実施した処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知している。</p>	<p>内容・費用を全介護職員に周知</p>	
⑧'	<p>【職場環境等要件】（処遇改善加算Ⅲ、Ⅳ） 平成20年10月から②の届出の日に属する月の前月までに実施した処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知している。</p>	<p>内容・費用を全介護職員に周知</p>	